令和7年度 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金における 既存住宅の断熱改修等補助 申請の手引き

=第5版= 令和7年10月28日

【提出先・問い合わせ先】

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局(JTB 京都支店内)

メールアドレス: zero-carbon-kyoto@bsec.jp

電話: 075-275-7263

ウェブサイト: https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/support/dannetsu

更新履歴

更新日	主な更新内容
2025年4月25日	第1版
2025年5月1日	第2版
	・31 頁「8 必要書類」について、交付申請時及び実績報告時の必
	要書類を追記
2025年5月21日	第3版
	・30 頁 「京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて」
	の取扱いを追記。
	・31 頁「8 必要書類」について、交付申請時及び実績報告時の必
	要書類の内容の説明文を更新
2025年6月17日	第4版
	・22 頁「5創・蓄・省エネ設備について」、34 頁「8必要書類」
	について、高効率照明機器の補助要件を更新
2025年10月28日	第5版
	・19 頁-21 頁「5(2)補助対象設備ごとの補助要件」につい
	て、太陽光発電設備、蓄電池の要件を更新。
	・25 頁「6(2)手続きの留意事項」について、事前着手届に関
	する留意事項を追記。
	・31 頁、33 頁「8(1)交付申請時の提出書類と確認事項」につ
	いて、見積書、設置図、改修する住宅の全景写真に関する留意
	事項を追記。
	・35 頁、36 頁「8 (2) 実績報告時の提出書類と確認事項」につ
	いて、契約書の写し、支出を証する書類の写し、再エネ切替を証
	する書類、工事内容を証する書類に関する留意事項を追記。

目次

1		趣旨	
2		昨年度からの変更点	
	(1)	問合せ・申請受付窓口について	
	(2)	再エネ100%電力への切り替え時期について	5
	(3)	CO2削減効果(CO2 排出削減量)の算定方法について	5
3		概要	6
	(1)	補助事業名	6
	(2)	申請期間	6
	(3)		
	(4)	補助対象工事	
	(5)	補助要件・補助対象となる者及び住宅の要件	
	(6)	補助対象経費	
	(7)	補助対象外経費の例	
4		断熱改修について	
	(1)	断熱工事に係る補助対象製品の要件	
	(2)	補助対象となる断熱改修の要件	
	ア	**** * ********************************	
	イ	窓・ガラスの工法及び施工について	. 14
	ゥ	・ 断熱材の施工について	. 14
	ェ	既設の窓・ガラス・断熱材について	. 14
	(3)	補助対象経費と補助金交付申請額の算定について	. 15
	(4)	施工面積について	. 16
	(5)	基準単価について	
5		創・蓄・省エネ設備について	
	(1)	設備導入に係る補助対象事業の要件	
	(2)	補助対象設備ごとの補助要件	
6		申請手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)	- 補助金申請の流れ(単年度事業 [※])	
	(2)	手続きの留意事項	
	(3)	提出期限(一部再掲)	
7		その他留意事項について	
-	(1)	工事の法律・条例上の注意事項について	
	(2)	工事にあたって、関係者への確認について	
	(3)	取得財産等の処分について	
	(4)	他の補助金の併用について	
	(5)	アンケートについて	
	(6)	京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて	_
8		必要書類	
	(1)	工事前の手続(交付申請)について	
	(2)	工事的の子続(実績報告)について	
	(3)	工争後の子称(大 模報日)について	
	(4)		
	(4) (5)	ての他の子杭	. J/ 38

1 趣旨

京都市では、国が進める「脱炭素先行地域」に選定され、「京都の文化・暮らしの脱炭素化で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル」の創出に取り組んでいます。

その取組の一つとして住まいの脱炭素転換を進めており、この度、既存住宅の Z E H (ゼッチ) **水準化を促進するため、断熱改修に係る費用とそれに併せて実施する太陽光発電設備や蓄電池、省エネ機器 (エアコン、給湯器等) の導入に係る費用を支援します。

※ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる住宅

◆脱炭素先行地域とは?

京都市では、全国に先駆けて2050年CO2排出量正味ゼロを宣言し、市民・事業者の皆様とともに、オール京都で脱炭素社会の実現に挑戦しており、令和4年11月1日に、国が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。

「脱炭素先行地域」とは、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて国が進める取組の一つで、2030年までに民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の**電力消費に伴う002排出の実質ゼロを実現していく地域**です。

(1) 申請の手引について

本手引は、「令和7年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金」(以下「本補助金」という。)の交付に関し、「京都市補助金等の交付等に関する条例」、「京都市補助金等の交付等に関する条例」、「京都市補助金等の交付等に関する条例がである。 条例施行規則」及び「京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱」に定めるもののほか必要な事項を定めることに加え、本補助金を利用する方に手続方法や申請書類の作成方法を把握いただく手助けをするものです。

<u>補助金の申請に当たっては、必ず、「本手引」や「記入例」、「よくあるご質問」をよくお読み</u>いただいたうえで手続を行ってください。

2 昨年度からの変更点

補助金の申請窓口や交付に係る要件等について、令和6年度から令和7年度にかけて以下ア〜ウのとおり制度変更を行いました。<u>昨年度本補助金の代行申請を行った事業者の皆様は特に、必ず以下の変更点をご確</u>認のうえ申請を行ってください。

(1) 問合せ・申請受付窓口について

令和7年度から、補助金に係る問合せ・申請受付窓口が以下のとおり変更になりました。なお、申請書類の提出は引き続きメールでの受付のみ(郵送・持参不可)です。

ア 問合せ窓口

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局(株式会社JTB 京都支店)

受 付: 平日* 午前9時30分~午後5時30分

※祝日、年末年始を除く

住 所 : 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338

京阪四条河原町ビル7階

電 話 番 号: 075-275-7263

電 子 メ ー ル : zero-carbon-kyoto@bsec.jp

イ 申請書類提出先

宛 先 : 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 宛

電 子 メ ー ル : zero-carbon-kyoto@bsec.jp

(2) 再エネ100%電力への切り替え時期について

令和7年度に本補助金を利用される場合は、原則、**実績報告書の提出までに**、補助対象設備を導入する 建築物又は補助対象となる建築物の使用電力を、再エネ100%電力*1にし、また、2030年度末まで 継続することが本補助金の交付要件です。

※ 再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱)によって発電された電力のことをいいます。再エネ 発電設備を設置していない場合は、小売電気事業者が販売する再エネ電力メニューを契約したりすることで、建築物 で使用する電力を再エネ100%電力に切り替えることができます。

以下ウェブサイトで京都市と連携している小売電気事業者の再エネ100%電気プランを紹介しています。

https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/enegrid/

(3) CO2削減効果(002排出削減量)の算定方法について

補助対象設備(高効率空調機器、高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム)を新設する場合や、更新前の設備の性能が不明である場合の CO2 排出削減量の算定における、補助対象設備の比較対象となるベースライン(基準値)の設定の考え方を変更しました。昨年度補助対象となっていた設備であっても補助対象外となる可能性がありますので、脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」に掲載している各設備の CO2 排出削減量計算書を活用し、導入設備を決定する前に変更後の算定方法で CO2 削減効果があることをご確認ください。

※ ベースライン (基準値) は、比較対象となる従前の設備が存在しない場合、代表的なメーカー (原則 3 社以上) の現 在販売されている機器・システムのカタログ値 (効率の高い値) の平均値を基準値とし、比較すること。

3 概要

(1) 補助事業名

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金における既存住宅の断熱改修等補助事業

(2) 申請期間

令和7年5月1日(木)~令和7年12月26日(金)

- ※ 申請前に契約された改修工事については対象外となります。ただし、申請者が居住・所有する住宅の場合で、令和 7年4月9日から令和7年4月30日までの期間に事業着手されたものについてはこの限りではありません(補助要件を満たす必要があります)。
- ※ なお、補助金の交付決定は不備のない申請書類を受け取った日から30日程度(訂正に係る期間を除く)かかります。余裕をもって申請手続きを行ってください。
- ※ 実績報告を令和8年2月13日(金)までに行う必要があります。
- ※ 交付申請年度に提出された交付申請の申請総額が当該年度の予算の上限額に達した時点で、受付を終了します。

(3) 補助対象事業の実施期間



ア 補助対象事業の実施期間(事業着手~事業完了)の考え方

· 事業着手

事業着手とは、相手方(補助対象設備の設置工事や補助対象建築物の建築工事を行う事業者)との 契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方をいいます。

· 事業完了

事業完了とは、工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方をいいます。

イ 提出期限

· 実績報告

補助対象事業が完了した日から起算して<u>60日以内</u>又は<u>令和8年2月13日(金)の</u>いずれか早い期日

・補助金の請求

補助金交付額決定通知書(第16号様式)を受け取った日から14日以内

(4) 補助対象工事

表1 補助対象工事の種類

X : 110-277-320— T = 7 (EXX					
工事の種類	パターン①	パターン②			
断熱改修工事	必須	必須			
※高性能建材(窓・ガラス、断熱 材)のみに限る	窓・ガラス + 天井、壁、床 いずれか 1部位以上	住宅 <u>すべて</u> の 窓・ガラス の改修			
太陽光発電設備	任意	必須			
蓄電池	任意	任意			
空調機器(エアコン)	任意	任意			
換気設備	任意	任意			
照明機器(調光式 LED 照明)	任意	任意			
給湯機器	任意	任意			
コージェネレーションシステム	任意	任意			

※ すでに補助要件の性能値を満たす高性能建材を用いた改修を実施されている場合(新築工事の際に用いている場合も含む)は、そのことを証する書類を提出することで、新たな断熱改修を要さずに<u>設備(太陽光発電・蓄電池・省エネ機器)のみを交</u>付申請することが可能です。(証する書類の例は、P14 を御確認ください。)

表 2 補助対象工事の補助率

	一門切みエザン情切牛
工事の種類	補助率
	補助対象経費の2/3
断熱改修工事	(上限 120 万円/戸)
	(上記のうち玄関ドアは、上限5万円/戸)
太陽光発電設備	
蓄電池	
空調機器(エアコン)	#B. ₩ 4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.
換気設備	補助対象経費の2/3
照明機器(調光式 LED 照明)	(すべての工事合わせて上限 300 万円/戸)
給湯機器	
コージェネレーションシステム	

- ※ 補助金額の計算方法は、本手引きのP15「(3)補助対象経費と補助金交付申請額の算定について」を参照してください。
- ※ 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額(交付申請年度の予算の上限額から、当該年度に既に提出された 交付申請の申請総額を減じた額)を超えないものとします。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交 付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率(各交付申請額をそれらの 交付申請額の合計で除した率)を乗じて得た額を超えないものとします。
- ※ 同一の住宅において、京都市脱炭素先行地域づくり事業に基づく本補助金の**上限額の合計は 420 万円**です。上限額に達するまでは、複数回の申請が可能です。それぞれの申請ごとにすべての補助要件を満たす必要があります。

(5) 補助要件・補助対象となる者及び住宅の要件

- ア「補助の対象となる住宅」の要件を満たしていること。
- ・ イ「申請できる方」の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象となる建築物の使用電力を、原則として**実績報告時までに再生可能エネルギー100%電力に すること** (電力契約を小売電気事業者が提供する再生可能エネルギー100%電力プランに切り替える こと)。
 - ※ その他の条件については、本手引きのP12 「4 断熱改修について (1) (2)」、P18 「5 創・蓄・省エネ設備について (1) (2) | をご確認ください。

◆再生可能エネルギー100%電力とは?

再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱)によって発電された電力(小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書(地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量)の活用による調達を含む。)をいいます。

ア 補助対象となる住宅

- ・ 京都市内に存する<u>戸建住宅</u>であること (リフォーム工事の工事請負契約日時点において、<u>建築から1年</u>が経過した住宅であること。)
 - ※ 本事業において「建築日」は、原則、建物の登記事項証明書の写しに記載の新築日とします。
 - ※ 共同住宅、長屋 (テラスハウス含む)、併用住宅及び兼用住宅の店舗・事務所等部分は補助対象としない。

イ 申請できる方

- · 以下の **いずれかに該当**する方。
 - (ア)補助対象住宅を所有し、常時居住する個人(引越しする方など予定者を含む)。
 - (イ) 買取再販業者等の法人(既存住宅を買い取り所有し、本補助金により改修を行った住宅を住宅購入者に販売する事業者)。
 - ※ 申請者と工事契約者、補助金請求者等は同一の者であること。
 - ※ 買取再販業者等の法人は、別の施工業者にリフォーム工事を発注する(工事請負契約がある)場合に限る。
 - ※ 買取再販業者等の法人が補助金申請する場合、補助金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。
 - ※ 買取再販業者等の法人が補助を受けた場合、<u>原則として令和9年度末(2028年3月末)までに当該住宅を販売</u>し、 購入者が所有・居住したことが分かる登記事項証明書と住民票の写しを提出する必要があります。
 - ※ 買取再販業者等の法人が、補助金の交付を受ける前に住宅購入者に販売した場合、補助金の交付ができませんの でご注意ください。

(6) 補助対象経費

- ・ 補助対象設備ごとの補助対象経費は、以下に掲げる表3のとおりです。
- ・ 断熱改修工事に必要とみなされない経費は対象外となる場合があります。

表3 再エネ設備整備(太陽光発電設備)、基盤インフラ整備(蓄電池)、省 CO2 等設備整備(断熱改修、 高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務 単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共 工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態 及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kW を上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光 熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業 を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務 用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具 の購入、借料、運搬、据付、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事 監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、 測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、 これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又 は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を 施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運 搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、 旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品 購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要 となる事務費については別表第4による。

(7) 補助対象外経費の例

以下の経費は、補助<u>対象外</u>経費の一例です。

- ・ 補助金の交付決定が行われる前に発生した経費
- ・ 本補助金の申請手続きに係る費用(申請手続きの委託費や手数料)
- ・ 設備を設置するために行う建物の建築や基礎工事
- ・ 設備設置等にあたり必要な建築物の躯体に関する工事費
- ・ サイディング等の外壁材改修、外壁塗装、屋根葺替、屋根塗装、遮熱シート、防水工事、クロス、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材等に係る費用
- ・ 既存設備(窓・断熱材含む)の解体、撤去、移設、処分に係る費用
- ・ 産業廃棄物及び廃材の処分費
- · 養生清掃費

- ・ 販売事業者や工事会社などへの振込手数料
- ・ 導入した設備の保守管理や維持管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・ 企画設計(設備の設置可否を判断する調査(FS調査やポテンシャル調査等))
- ・ 電力会社や所轄行政機関等への申請・ 届出・ 登録に係る費用
- ・ 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用
- ・ 商用化されていない設備や中古設備の導入に係る費用
- ・ ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備

4 断熱改修について

(1) 断熱工事に係る補助対象製品の要件

・ 以下、表4の性能値を満たす高性能建材(窓・ガラス、断熱材、玄関ドア)であること。

表4 補助対象となる製品の性能値

	T 10 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		
部位	性能値		
屋根	R	5.7以上	
天井	R	4. 4 以上	
外壁	R	2.7以上	
床 (外気に接する部分)	R	3.4 以上	
床(その他の部分)	R	2.2 以上	
基礎壁 (外気に接する部分) ※床に区分されます	R	1.7以上	
基礎壁(その他の部分) ※床に区分されます	R	0.7以上	
窓	U	2.3 以下	
ドア	U	2.3 以下	

[※] R は熱抵抗値 $(m' \cdot K/W)$ 、U は熱貫流率 $(W/m' \cdot K)$ を表します。

▼断熱建材協議会 http://dankenkyou.com/energy_saving2.html

▼先進的窓リノベ 2025 事業 https://window-renovation2025.env.go.jp/

(2) 補助対象となる断熱改修の要件

ア 改修する居室等と部位について

- ・ 改修する部位を「**表5** エネルギー計算結果早見表」に照らし合わせ、該当する組合せ番号の最低改 修率の要件を満たすこと。
- ・ <u>居間又は主たる居室</u>(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)<u>を中心に改修</u>すること。(居間又 は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象とならない。)
- ・ 断熱材及び窓・ガラスは、外皮部分(外気に接する部分)のみを補助対象とする。
- ・ 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の<u>外皮部分(外気に接する部分)全てに設</u> 置・施工すること。
- ・ 玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス・欄間ガラス等)は改修の対象外としてもよい。

表5 エネルギー計算結果早見表

断熱改修 部位数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓・ ガラス	最低改修率
4 部位	1	0	0	0	0	25%以上
3 部位	2	0	0		0	25%以上
	3		0	0	0	25%以上
	4	0		0	0	25%以上
2 部位	5	0			0	25%以上
	6		0		0	40%以上
	7			0	0	40%以上
1 部位	8				0	100%

[※] 京都市の省エネ基準地域区分は、『6地域』です。

[※] 補助対象要件(性能値)に適合する断熱材等の具体的な製品については、断熱建材協議会や先進的窓リノベ 2025 事業のウェブサイトを参考にしてください。

◆改修率について

- ① 住宅の延べ床面積を算出してください。
- ② 断熱改修する居室等と部位を決め、補助対象床面積を算出してください。 【補助対象床面積合計=改修する居室等の床面積の合計】
- ③ 下記の計算式により、改修率を計算してください。

- 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。
 - ※ ③で求めた改修率が早見表の最低改修率より上回っていれば申請ができます。
- <参考例>天井、外壁、窓・ガラスの3部位改修の場合
 - ⇒ 早見表から、組合せ番号は 2、最低改修率は 25%となります。
 - ⇒ ③で求めた改修率が25%以上であれば、補助対象となります。

表5 エネルギー計算結果早見表(再掲)

断熱改修 部位数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓・ ガラス	最低改修率
4 部位	1	0	0	0	0	25%以上
3 部位	2	0	0		0	25%以上
	3		0	0	0	25%以上
	4	0		0	0	25%以上
2 部位	5	0			0	25%以上
	6		0		0	40%以上
	7			0	0	40%以上
1 部位	8				0	100%

- ⑤ 最低改修率に達しない場合は、改修内容等の見直しを行ってください。
 - ・ 改修する居室等を増やし、改修率を上げる。
 - ・ 断熱改修部位の組合せを変更する。

【注意事項】同一空間の考え方

改修する居室等に含んでください。

間仕切りがなく、空間がつながっている場合 下図の場合、1階の居間・食堂を改修する場 (吹抜け、階段等)は、同一空間と見なし、 合は、階段で空間がつながっているホール1 も改修する居室等に含む必要があります。



ホール2 屋根

1階

2 階

※ クローゼット・押入れ等は面している居室等に属するものとします。

イ 窓・ガラスの工法及び施工について

- ・ 窓の改修工法は、外窓交換(カバー工法 *1 、はつり工法 *2)・内窓取付・ガラス交換とすること。
- ・ 以下の窓は改修しなくてもよい^{※3}。ただし、補助対象製品を用いて補助要件を満たす改修を行う場合は補助対象とする。
 - ▶ 換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓)
 - ▶ 換気を目的としたジャロジー窓
 - ▶ 天窓
 - ▶ 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓

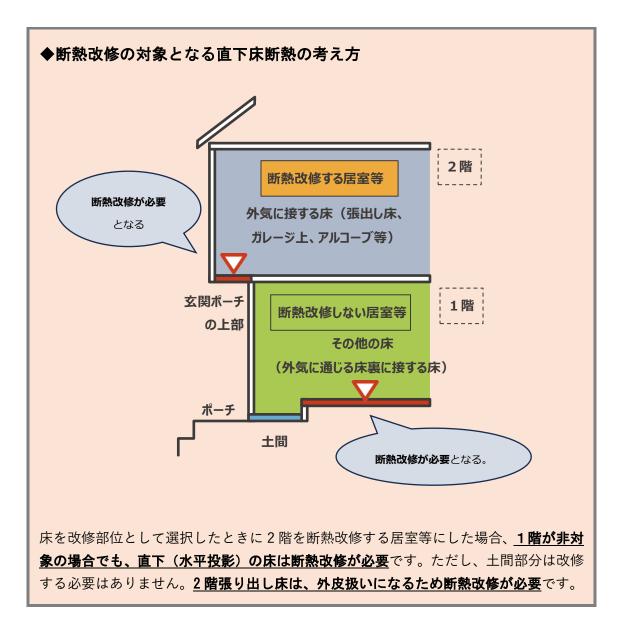
 - ▶ テラスドア
 - ▶ 勝手ロドア
- ・ テラスドア、勝手口ドアについて、ガラスの面積がドア面積の 50%以上の補助対象製品(製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る)を用いて改修する場合は補助対象とする。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。
- ※1 カバー工法:既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいう。
- ※2 はつり工法:既存窓のガラスおよび窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいう。
- ※3 改修しなくてもよい窓に該当する場合は、そのことが確認できる写真を提出すること(「300mm×200mm以下のガラスを用いた窓」の場合は、スケールを当てた写真等)。

ウ 断熱材の施工について

- ・ 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する**天井の全 てを改修****1 すること。
- ・ 床改修※2において、その他の床も改修すること。当該部分は補助対象とする。
- ・ 床改修において、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修しなくてよい。
- ・ 床を改修部位として選択し、2階を断熱改修する居室等とした場合、1階が改修の非対象の場合でも、 2階床の直下(水平投影)の床は断熱改修すること。
- ※1 建物の構造的に改修ができない部分は改修しなくてもよい(天井全体面積の最大 15%まで)。
- ※2 外気に接する床(張出し床、ガレージ上、アルコーブ等)及びその他の床(外気に通じる床裏に接する床)をいう。

エ 既設の窓・ガラス・断熱材について

- ・ 交付申請時、申請する既存住宅に既に一部取り付けてある窓・ガラス・断熱材が、補助対象要件(性 能値)に適合する製品である場合、その部分の改修はしなくてもよい。
- ・ ただし、改修しない場合は、改修しない部位を図面上に明示したうえで、本手引の P 32-33 交付申請時の必要書類に加えて、補助対象要件の性能値に適合した建材を用いて既に改修していることを示す書類*を提出してください。
- ・ なお、既に取り付けてある窓・ガラス・断熱材に係る経費は補助対象外とする。
- ※ 現況写真(該当箇所全て・対象範囲全体写真・製品名、型番、グレード、性能値、計測値が読み取れること)、設計図書(仕様書等)、メーカーカタログ、出荷証明書や納品書(発行日、納品日、施工日等、発行先、発行者、製品情報(メーカー名、製品名、型番)、数量・サイズ、数値等(複層ガラス中空層の厚さ、ガスの種類、断熱材の厚さ・性能値)が記載されていること。)など、対象の住宅で補助要件を満たす製品が実際に施工されていることを証明できる書類



(3) 補助対象経費と補助金交付申請額の算定について

- ・ 断熱改修工事全体の補助上限額は <u>120 万円/戸</u>とする。このうち玄関ドアは、補助上限<u>5 万円/戸</u>と する。
- ・ 補助金交付申請額は、以下、<u>A)と B)を比較していずれか低い金額(補助対象経費)</u>に補助率を乗じて算定します(断熱改修経費明細書(別紙3)を提出すること)。
 - A) 改修部位ごとの施工面積に基準単価を乗じた金額の合計 =施工面積(m²) × 基準単価(円/m²)
 - B) 見積書の経費内訳のうち工事費等の補助対象経費の合計

補助金交付申請額(円)=補助対象経費(円)×2/3(補助率)

※ 算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、部位及び設備種別ごとにこれを切捨て3ものとします。

(4) 施工面積について

· 建築図面等をもとに表6より算出した面積を適用します。

表6 施工面積の算出表

改修部位・改修工法		施工面積				
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平投影*1した天井の合計面積				
	外壁	外気に接する壁の長さに、外壁の高さ (2.4m) *2 と壁比率 (0.75) *3				
	<u> </u>	を乗じた合計面積				
	床	改修を行う床の合計面積※4				
窓	外窓交換・内窓取付	導入予定の窓(サッシ)の幅(W)×高さ(H)で求めた面積				
ガラス	ガラス交換	導入予定のガラスの幅(W)×高さ(H)で求めた面積				

- ※ 屋根断熱の場合も、勾配を考慮せず天井の水平投影面積とする(平面図の天井の求積図により算出)。
- ※ 外壁の各階の高さは一律 2.4mとする。
- ※ 開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものとし、一律 0.75 とする (開口部は玄関ドア、窓、換気口等を含む)
- ※ 基礎断熱においても、改修する床の合計面積を算出すること。
- ※ 天井、外壁及び床の施工面積を算出する際は、各階の面積合計の小数点以下第3位を切捨てること。
- ※ 天井、外壁、床の施工面積の求め方については、申請書類等の記入例 P31(12)関係図面(断熱改修のみ)」を参照

(5) 基準単価について

- ・ 補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた**表7**に示す単価をいいます。グレードとは京都市 が各製品を性能値別に区分したものです。
- ・ 断熱材は熱伝導率 (λ値)、窓・ガラスは熱貫流率 (U値) により設定します。
- ・ 異なるグレードの断熱材を 2 層重ね貼りする場合は、優先順位 (D1 > D2 > D3 > D4) として、一つの 基準単価のみを適用します。

【基準単価表】

表 7 - 1 断熱材(単位:円/㎡)

グレード		基準単価	
()内はλ値	天井	外壁	床
D1 (0. 022 以下)	6,000	7,000	7,500
D2 (0. 022 超過、0. 034 以下)	5,300	6,000	6,500
D3 (0. 034 超過、0. 040 以下)	4,200	5,000	5,500
D4 (0. 040 超過)	2,000		

グレード	Uw 値
W1	1.1 以下
W2	1.1 超過、1.5 以下
W3	1.5 超過、1.9 以下
W4	1.9 超過、2.3 以下

表7-2 窓・ガラスのグレード 表7-3 窓・ガラスのサイズ区分

12 /	ひ ぶ カラへのサイベビカ			
サイズ区分	面積 () 内はガラス交換の場合			
大	2.8 ㎡以上 (1.4 ㎡以上)			
中	1.6 ㎡以上、2.8 ㎡未満 (0.8 ㎡以上、1.4 ㎡未満)			
小	0.2 ㎡以上、1.6 ㎡未満 (0.1 ㎡以上、0.8 ㎡未満)			
極小	0.2 ㎡未満 (0.1 ㎡未満)			

表7-4 外窓交換(カバー工法) (単位:円/1製品)

グレード	窓のサイズ			
	大	中	小	極小
W1	330,000	244,000	163,000	163,000
W2	223,000	165,000	111,000	111,000
W3	175,000	130,000	87,000	87,000
W4	129,000	89,000	59,000	59,000

表 7 - 5 外窓交換(はつり工法) (単位:円/1製品)

グレード	窓のサイズ			
グレード	大	中	小	極小
W1	274,000	204,000	136,000	136,000
W2	177,000	130,000	88,000	88,000
W3	138,000	103,000	69,000	69,000
W4	122,000	84,000	53,000	53,000

表7-6 内窓取付 (単位:円/1製品)

グレード	窓のサイズ			
グレート	大	中	小	極小
W1	159,000	108,000	69,000	69,000
W2	97,000	66,000	42,000	42,000
W3	39,000	27,000	18,000	18,000
W4	39,000	27,000	18,000	18,000

表 7 - 7 ガラス交換 (単位:円/1製品)

グレード	窓のサイズ			
	大	中	小	極小
W1	82,000	51,000	16,000	16,000
W2	54,000	36,000	10,000	10,000
W3	45,000	28,000	7,000	7,000
W4	45,000	28,000	7,000	7,000

5 創・蓄・省エネ設備について

(1) 設備導入に係る補助対象事業の要件

- アエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- イ 各種法令等に遵守した設備の導入等であること。
- ウ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外とする。
- エ 補助対象設備ごとの処分制限期間*2を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排 出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- オ 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助 対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- カ 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は2者以上の業者から見 積書を取得し、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付す ことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 補助対象設備ごとの補助要件

表8 補助対象設備ごとの補助要件

表8 補助対象設備ごとの補助要件 			
補助対象設備	補助要件		
太陽光発電設備	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境 価値を需要家に帰属させるものであること。		
	b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。		
	c 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給(自己託送)を行わないものである こと。		
	d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること (ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の(a) ~ (I) をすべて遵守していることを確認すること。		
	(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に 十分配慮して事業を実施するよう努めること。		
	(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。		
	(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。		
	(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。		
	(e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。		

- (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の 提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成 し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める 出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力 すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、 適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定 を遵守すること。
- (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (I) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険 や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- e PPA の場合、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること (PPA 事業者が本事業により導入する再工ネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- f リース契約の場合、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- g 次の (a) \sim (c) のいずれかを満たすこと。
 - (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c) に準じること。
 - (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
 - (c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家(当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。(※1))に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること((a) 及び(b) の場合を除く。)。

ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力(※2)が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

- ※1 ただし、脱炭素先行地域に選定された際に、地域間連携の取組として評価された場合はその限りではない。
- ※2 発電量の 30%以内とする。

蓄電池

【共通】

- a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- c PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。)。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- d リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分が リース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除され ていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続 的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法 定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースに より、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

【業務用蓄電池 (4.800Ah・セル相当の kwh 以上): e を満たすこと】

e 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池 (4,800Ah・セル相当の kwh 未満): f~k の全てを満たすこと】

f 蓄電池パッケージ

- (a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換 装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体 を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
- ※初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
- ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

g 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、JIS C 4413 を参照すること)

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(e) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

h 蓄電池部安全基準

- (a) JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。
- i 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)
 - (a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。
 - ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」 に準拠すること。
- i 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)
 - (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
 - ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

k 保証期間

- (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。
- ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。
- ※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。
- ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
- ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
- ※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

高効率**空調**機器 高機能**換気**設備 高効率**照明**機器 高効率**給湯器** コージェネレー ションシステム

【共通】

a 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書(グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書(再エネ指定))の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。

【高効率空調機器:b を満たすこと】

b 従来の空調機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。

【高機能換気設備:c を満たすこと】

- c 平時に活用するものであり、次の(a)~(c)の要件を全て満たすこと。
 - (a) 全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) であること。
 - (b) 必要換気量(1人当たり毎時30 m以上※)を確保すること。
 - (c) 熱交換率 40%以上(JIS B 8639 で規定)であること。
 - ※建築物の構造上、一人あたり毎時30 ㎡を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。

【高効率照明機器:d を満たすこと】

d 調光制御機能を有する LED に限る。

調光制御機能を有する LED とは、次の① \sim ③のいずれかの機能を有する LED のことを指す。

①スケジュール制御

予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した 回路を自動的に**点滅**又は**調光制御**する機能

②明るさセンサによる制御

明るさセンサからの信号により、自動的に<u>**点滅**又は</u>予め設定した照度に<u>**調光制御</u>する</u>**

③ 在不在調光制御

人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を **点滅**又は**調光制御**する

【高効率給湯機器:e を満たすこと】

e 従来の給湯機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。

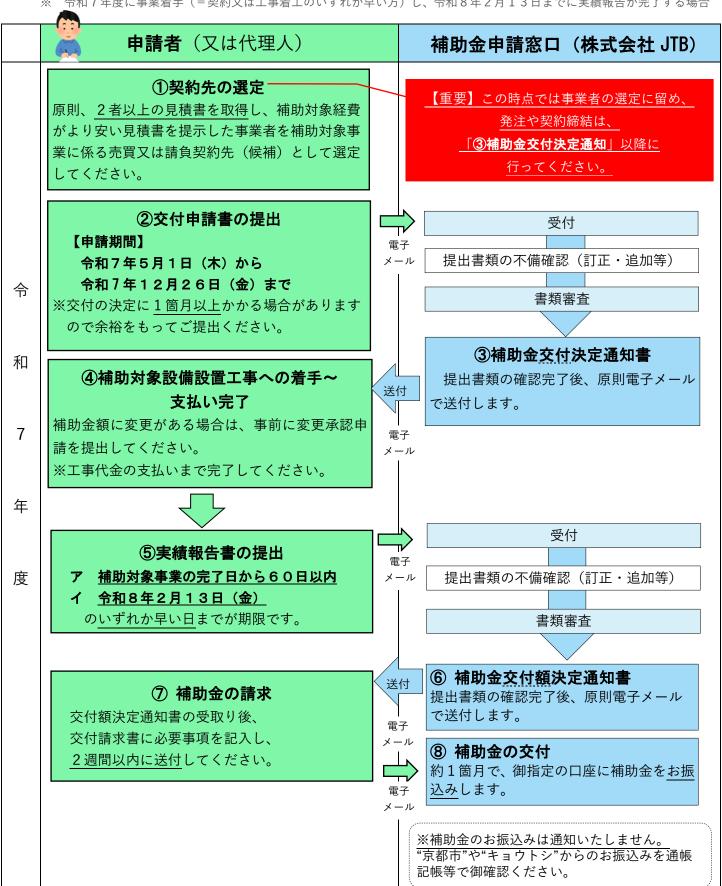
【コージェネレーションシステム:h を満たすこと】

h 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。

6 申請手続の流れ

(1) 補助金申請の流れ(単年度事業※)

※ 令和7年度に事業着手(=契約又は工事着工のいずれか早い方)し、令和8年2月13日までに実績報告が完了する場合



(2) 手続きの留意事項

ア 主な内容について

- · 補助金の交付を受けるには、「交付申請」・「実績報告」・「補助金請求」の手続が必要です。
- · 申請書類等の提出は、補助金事務局宛に**原則電子メール**で行ってください。
- ・ 受付期間内に交付申請を行ってください。受付・審査後、交付決定通知書を送付します。
- ・ <u>補助対象工事の契約及び着工は、必ず交付決定通知日以降に実施</u>してください。交付決定を通知する前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。ただし、次の①、②のいずれかに該当する場合についてはこの限りではありません(補助要件を満たす必要があります)。
 - ① 申請者が居住・所有する住宅の場合で、<u>令和7年4月9日から令和7年4月30日</u>までに事業着 手したとき
 - ② やむを得ない事由により、交付決定通知前に事業着手しようとする場合において、交付申請時に京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事前着手届(第2号様式)を提出**1し、受理**2されたとき
 - ※1 事前着手届提出時には、交付申請時の必要書類がすべて揃っている必要があります。
 - ※2 事業着手の理由によっては、受理できない場合があります。
- ・ 申請手続き後に交付申請額に変更が生じる場合は、原則として、工事着工前に必ず変更の手続きを行ってください。(軽微な変更を除く。)
- 工事の中止・廃止をするときは、廃止申請の手続きを行ってください。
- ・ 工事内容の確認のため、現場検査を実施することがあります。
- ・ 交付申請等の手続について、申請者が他の者から支援を受ける場合、その費用等について申請者と支援者の両者で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続によって支援者が報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

イ CO2削減効果について

・補助対象事業の実施に伴いCO2削減効果があることを申請書類上でお示しいただく必要があります。 **CO2削減効果が見込めない事業は補助対象外**となりますので、導入設備の選定に当たっては、予め CO2削減効果を見込むことができるかどうかご確認のうえ導入設備を決定してください。

ウ 見積書の取得について

- ・ 補助対象事業を遂行するために請負契約等を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件(仕様が同じ)で2者以上の見積書を取得し、補助対象 経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。
 - ※ 「補助対象経費」については、本手引のP9-10をご参照ください。
 - ※ 補助対象経費は原則、**補助対象設備ごとに安いか**どうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上(選定しない方の事業者が作成したものを含む。)から取得する必要があります。ただし、「太陽光発電設備」と「蓄電池」については、その性質上不可分である(一帯の工事とみなせる)ことから、同時設置する場合に限り、補助対象設備ごとではなく、両設備の補助対象経費の合計額が安い方の見積書を採用してもよいこととします。

- ※ 見積書の取得に当たっては、宛名(申請者の氏名又は法人名称)、発行日(交付申請前の日付)、施工場 所所在地、経費の内訳が明記された見積書を事業者から取得してください。また、補助対象経費について、 見積書の経費内訳のうちどの項目を補助対象経費に含めたか不明瞭な場合は、補助対象経費に含めた費用 を示す書類を添付するほか、見積書の値引き額や調整費について、見積書のどの項目から減額されている か不明瞭な場合は、それが確認できる書類を添付してください。
- ・ ただし、**断熱改修**については、一般の競争に付すことが困難又は不適当であることから、<u>2者以上の</u> **見積書取得を不要**とします。
- ・ また、その他の補助対象設備についても、一般の競争に付すことが困難又は不適当であると京都市が 認める場合については、随意契約※4を行うことができます。以下の事由に該当する可能性がある場合 は、交付申請前に窓口までご相談ください。
 - ※ 単に時間的猶予がないという理由のみでは認められません。
 - ・契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素(契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等)における競争(コンペ、プロポーザル)によって契約の相手方を選定する必要がある場合
 - ・その他一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合
 - ※ 競争によらず、任意に特定の相手方を選定して契約する方法のこと

エ 写真の撮影について

- 補助金のご利用に当たっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。
 撮影を忘れた場合、補助金を交付できない。
 必要な写真をご撮影ください。
- ※ 各段階でどのような写真が必要となるのかについては、以下**表9**をご参照ください。

補助対象設備 着工前 工事中 完了後 断熱改修 太陽光発電設備 × X \bigcirc 蓄電池 X \bigcirc × 高効率空調機器 \bigcirc \bigcirc X 高機能換気設備 X X \bigcirc 高効率照明機器 \bigcirc X \bigcirc 高効率給湯器 \bigcirc X \bigcirc \bigcirc コージェネレーション X \bigcirc

表 9-1 写真撮影の要否

○:要撮影、×:撮影不要

- ・ 写真は、工事が行われたことを確認するために必要です。(工事前後の違いがわかりにくいものは、違いの分かる部分の写真を追加するなどしてください。)
- ・ 補助の対象となる工事ごとに工事前、工事中、工事後の写真を同一アングルで撮影し、分かりやすく まとめてください。

- ・ 写真撮影の際は、「工事名」「撮影日」「撮影箇所」を記載した黒板等を一緒に撮影してください。
- 写真の撮影箇所がわかるように各写真に番号や符号などを付けてください。
- · 計画図面や見積書等の番号や符号と対応させてください。
- ・ 必要な工事写真は原則として以下のとおりです。**特に工事前、工事中の写真の撮り忘れがないよう**に ご注意ください。
 - ※ 写真の撮影方法については、以下URLの環境省「既存住宅の断熱リフォーム支援事業の<u>交付決</u> 定後の事業の手引き(トータル断熱)」や「先進的窓リノベ 2025 事業の<u>交付申請の手引き</u>」を参 考にしてください。
 - ▼トータル断熱 https://www.heco-hojo.jp/danref/formats_R7_09.html
 - ▼先進的窓リノベ 2025 https://window-renovation2025.env.go.jp/document-download/

表9-2 工事写真撮影のポイント(窓・ガラス/ドア)

	窓・ガラス/ドア
①施工前	□ 既存窓 の写真
	□窓全体が写っている。(カーテン等で隠れていない)
	□増築等により 開口部を増設する場合
	□改修前の外観が確認できる
	□上記について、すべての箇所で撮影した
②施工中	□ <u>新設窓</u> の写真
・施工後	□ <u>①と同一アングル</u>
	□窓全体が写っている。(カーテン等で隠れていない)
	□仕様が分かるラベルが写っている(全体写真で見えない場合は個別可)
	□上記について、すべての箇所で撮影した

- ※ それぞれの写真がどの箇所を撮影したものか、図面上の番号を付してください。
- ※ 平面図上でどのアングルから撮影したか図示するなど、わかりやすく示してください。

表9-3 工事写真撮影のポイント(天井/外壁/床)

	天井/外壁/床
①施工前	□ 解体撤去前 の写真
	□施工面全体が写っている(写り切らない場合は複数枚可)
	□ 使用する製品 が現場に納品されていることが分かる写真
	□量が分かる
	□スケールで厚みが分かる(ボードやグラスウール等の場合)
	□製品名が分かる
②施工中	□ 断熱材を敷設 していることが分かる写真
・施工後	□施工面全体が写っている(写り切らない場合は複数枚可)
	□断熱材を重ね貼り施工する場合は、重ねたことがわかる
	□スケールや厚み検査ピンで厚みが分かる(吹付・吹込の場合)
	□製品名が分かる(ボードやグラスウール等の場合)

- ※ それぞれの写真がどの箇所を撮影したものか、図面上の番号を付してください。
- ※ 平面図上でどのアングルから撮影したか図示するなど、わかりやすく示してください。
- ※ 改修面積に含まれる部分で写っていない部分がないようにしてください。

オ 脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」※での事例紹介について

- ・ 脱炭素先行地域は、2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年度までに民生部門の電力 消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現するモデルとなる地域です。当該モデルを京都市内はもとよ り全国に波及させるため、脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」(以下「ポータルサイト」と いう。)では、本補助金を活用した設備導入等の事例を紹介しますので、ご協力をお願いします。
 - ※ 「脱炭素京都」はこちら→https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/

(3) 提出期限(一部再掲)

ア 実績報告

補助対象事業が完了した日から起算して<u>60日以内</u>又は<u>令和8年2月13日(金)</u>のいずれか早い期日

イ 請求書

補助金交付額決定通知書(第16号様式)を受け取った日から14日以内

ウ その他の手続

· 変更申請

補助金の交付予定額の増減を伴う変更を行おうとするときは、**変更契約又は変更後の事業着手のいず れか早い日まで**

- ※ 例えば、申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、<u>変更契約の締結までに京都市から変更承認通知を</u> 受け取っている必要があります。
- ・ 廃止申請

交付決定を受けた補助対象事業の実施を取りやめようとしたときから令和8年2月13日(金)まで

- ・ **取下げ**(交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げたい場合) 交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して**20日を経過した日まで**
- · **自家消費割合の報告** (太陽光発電設備(オンサイト)のみ)

事業完了日の属する年度の翌々年度の7月31日まで

※ 令和7年度に補助金の交付を受けた場合、<u>令和9年7月31日まで</u>

7 その他留意事項について

(1) 工事の法律・条例上の注意事項について

- ・ 京都市内は、多くの地域で景観の規制があり、手続が必要となる場合があります。工事に伴い屋根や 外壁、窓・ドアの色等が変わる場合には、お住まいの地域の基準に合っているかご確認ください。な お、手続きには時間を要しますので、余裕をもって手続きをしてください。詳しくは、「申請書類等の 記入例 P8-10」をご確認いただいたうえで、<u>京都市役所 都市計画局 景観政策課 都市デザイン担当</u> (222-3474)又は風致保全課(222-3475)にご相談ください。
- ・ 防火地域又は準防火地域で延焼のおそれがある部分において外窓交換やガラス交換を行う場合、防火 設備(網入りガラスなど)とする必要があります。
- ・ その他、工事にあたっては、関連する法令を十分確認のうえ行ってください。

(2) 工事にあたって、関係者への確認について

工事を行う住宅を複数の者で共有している場合には、共有者全員の同意を得てください。

(3) 取得財産等の処分について

- ・ 本補助金を活用して取得又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等 の処分制限期間内に処分しようとするときは、**事前に処分内容等について市長の承認を受ける必要が あります**。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。
- ※ 補助対象設備ごとの処分制限期間は、以下**表10**をご参照ください。
- ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す(廃棄を含む。)こと等をいいます。

補助対象設備 処分制限期間 太陽光発電設備 17年 蓄電池 6年 ZEH、ZEH+ 木造 22年 鉄骨鉄筋コンクリート造 47年 10年 既存住宅断熱改修 高効率空調機器※ 器具及び備品(家庭用) 6年 建物附属設備 冷凍機出力 22kW 以下 13年 (業務用) その他 15年 高機能換気設備 15年 15年 高効率照明機器 高効率給湯機器 6年 コージェネレーションシステム 15年

表10 補助対象設備ごとの処分制限期間

[※] 冷却装置、冷風装置等が一つのキャビネットに組み合わされたパッケージドタイプのエアーコンディショナーであっても、ダクトを通じて相当広範囲にわたって冷房するものは、「器具及び備品」に該当せず、「建物附属設備」の冷房設備に該当します。

・ 買取再販業者等の法人が本補助金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要領19条の「財産処分の制限」にかかる規定が、住宅購入者に継承される必要があります。また、住宅購入者は、京都市又は京都市が、必要があると認める報告や検査等に対応する必要があります。詳しくは、京都市にお問い合わせください。

(4) 他の補助金の併用について

- ・ 同一の断熱材及び窓・ガラス等の設備に対して、本補助金以外の国費が充当されている補助制度(国 の予算による補助制度)から補助を受けることはできません。
- ・ 本補助金以外の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から本補助金以外の補助金の額を除いた額を上限とします。

(5) アンケートについて

・ 京都市の必要に応じて、補助対象事業の実施に関するアンケート等を実施する場合がありますので、 ご協力をお願いします。

(6) 京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて

- ・ 京都市が申請者へ送付する文書(交付決定通知書、交付額決 定通知書、事業開始承認通知書等)について、押印を省略しています。
- ・ 申請者の事情(社内規定等)により押印が必要となる場合及び電子メールでのやり取りが困難な場合 には、押印した文書を郵送にて送付いたしますので、申請時にお伝えください。
- ・ 押印を行わない文書については、**電子メールにより送付いたします (申請者が団体の場合は、複数名のメールアドレス (共用メールアドレスの場合は、1アドレス) へご送付いたします)** ので、電子メールを受信されましたら、受信した旨の簡潔なメールをご返信ください。 なお、押印を行わない代わりに、送付する文書に、文書番号、担当室の担当者の氏名、連絡先を明記いたしますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

8 必要書類

- ・ 別紙**「申請書類等の記入例」を必ずご確認**ください。
- ・ <u>工事前や工事中の写真の撮り忘れがないように注意してください。</u>取り忘れがあると補助金を交付できない場合があります。(P25-26「写真の撮影について | 参照)
- ・ 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。不正行為が認められたときは、交付決定を取り消します。補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- ・ 京都市が以下に示す書類以外が審査に必要と判断し、提出を求めた場合は応じてください。

(1) 工事前の手続(交付申請)について

	提出書類と確認事項	記入例等
	【共通】	
□交付申請書(第1号	号様式)/事業開始承認申請書(第5号様式)	P4-5
□事業計画書(別紙:	1)	P6-15
□本人確認書類	□発行後3箇月以内のもの	
	【個人】 以下の内容が確認できる、住民票の写し等	
	(例:住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード)	
	□氏名 □住所	
	※マイナンバーが記載されているものは受取不可です。該当箇所を隠	
	してください	
	【法人 】以下の内容が確認できる、現在事項又は履歴事項証	
	明書の写し等	
	□商号又は名称 □本店又は主たる事務所の所在地 □代表者の職名及び氏名	
 □登記事項証明書の	□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
写し(建物登記)	□光打板3回月返内の8の □改修する住宅を所有していること及び住所を証するもの	
子し(建物豆乱)	□以修りる圧化を所有していること及び圧所を証りるもの ※今後、引越し予定等で改修する住宅を所有していない場合は、実績	
	報告時に再提出してください	
□付近見取図	□補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の所在地が容	P23
(任意様式)	易に特定できるもの	
□見積書	□同条件で2者以上の見積書を取得している	P21
(任意様式)	(断熱改修は相見積不要)	
	□宛名が交付申請書(第1号様式)に記載の申請者と一致	
	※(法人の場合)名称・代表者の職名・氏名まで記載されている	
	□工事等の実施場所所在地が記載されている	
	□補助対象経費と補助対象外経費の別がわかる	

	【採用分】	
	□補助対象経費の合計金額が相見積よりも安価である(補助	
	対象設備ごとに比較)	
	□見積内訳の各行が別紙2及び別紙3のどの費目(細分)に	
	該当するかわかる(値引き額についても同様)	
	※補助の対象となる工事の種類ごとの工事費が分かるよう、見積書の	
	項目は工事の種類ごとに分けてください	
	※補助の対象となる工事に要する費用の合計が分かるようにしてくだ	
	さい	
	※消費税などは除いてください	
	※メーカー名、商品名及び施工面積(窓・ドアは寸法)を記載してく ださい	
	^^ C	
	してください	
	※補助対象となる工事で値引きがある場合、補助の対象となる工事に	
	要する費用は値引き分を引いた費用としてください	
□CO2 削減効果の	□補助対象設備ごとに CO2 削減効果がある	P24-27
算定根拠資料	□算定に用いた性能値がカタログ等と一致	
(任意様式)	※別に掲載の「CO2 排出削減量計算書」を参考にしてください	
□予定工程表	以下の実施予定時期がわかるもの	
(任意様式)	□契約予定日 □工事予定期間 □導入予定時期	
	□支払予定日	
□電力需要計算書	□別紙4に入力した値が根拠資料と一致	P22
(別紙4)及び	※買取再販業者等の法人が申請する場合は提出不要です。	
その根拠資料	【根拠資料】	
	□需要場所が補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の	
	所在地と一致	
□事業開始承認通知	※前年度に事業開始承認通知を受けた場合のみ	
の写し		
□事前着手届(第2	※申請から交付決定までの間に、やむを得ない事由により事業に着手	
号様式)	せざるを得ない場合のみ	
	※事前着手届の提出をもって、補助金の交付決定等が保証されるもの	
	ではありませんのでご留意ください	
□設置施設に関する同	司意書(別紙6)	
※申請者と住宅の所有	i者が同一でない場合や、住宅が共有名義の場合のみ	
□サービス料金からネ	甫助金額相当分が控除されていることが分かる書類(任意様式)	
※太陽光発電設備や著	「富池を PPA で導入する場合のみ	

│□リース料金から補助金額相当分が控除されていることを証する書類(任意様式) │				
※補助対象設備をリースで導入する場合のみ				
□その他市長が必要と認める書類等				
※必要に応じて追加資	資料の提出を求める場合があります			
	【断熱改修】			
□断熱改修経費明細書	書(別紙3)	P18-20		
□住民票の写し	□発行後3箇月以内のもの			
	□改修する住宅に居住していることを証するもの			
	※本人確認書類と同様の場合は計1部のみ提出してください			
	※今後、引越し予定等で改修する住宅に居住していない場合は、実績			
	報告時に再提出してください			
□関係図面	□住宅の外観、階層構造、間取り、面積、改修箇所、窓の位置	P31-37		
(任意様式)	等が確認できるもの(例:配置図、平面図、立面図、工事計			
	画図面、面積計算表等)			
□仕様書、カタログ	□窓・断熱材が指定の性能値を備えることがわかるもの			
等(任意様式)	□補助対象設備の型番や仕様がわかる			
	□見積書と型番や仕様が一致			
	※複数の設備が掲載されている場合は、導入予定の設備が簡易に判別			
	できるよう該当部分を囲うなどしてください			
□改修する住宅の全	※全景が確認できるよう、複数のアングルから撮影してください。			
景写真	※窓の位置・数が確認できるよう撮影してください。			
【太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調設備、高機能換気設備、				
高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション】				
	共通			
□事業費内訳書(別網	氏2)	P16-17		
□仕様書、カタログ	□補助対象設備の型番や仕様がわかる			
等(任意様式)	□見積書と型番や仕様が一致			
	※複数の設備が掲載されている場合は、導入予定の設備が簡易に判別			
	できるよう該当部分を囲うなどしてください			
□設置図等	□補助対象設備の設置場所がわかる			
(任意様式)	□補助対象設備と補助対象外設備の別が分かる			
	【太陽光発電設備・蓄電池】			
	□設備の電気的接続がわかる			
	【高効率空調機器】			
	□室内機・室外機両方の設置場所がわかる			
□設備導入に関する同意書(別紙5)				
※申請者、補助対象設備の使用者及び設置場所所有者が同一でない場合のみ				

【太陽光発電設備】				
□年間の想定発電量	□算定に用いた設備容量等がカタログ等と一致	P28		
及び想定自家消費	※別に掲載の「自家消費量計算書」を参考にしてください。			
量の算定根拠資料				
(任意様式)				
□住宅の延べ面積を	以下の延べ面積がわかるもの			
証する書類	□建築物全体 □住宅部分			
(任意様式)	※断熱改修の関係図面で確認できる場合は提出不要			
	【蓄電池】			
□パッケージ型番が	SII に登録されていることが分かる資料(任意様式)	P29		
※家庭用蓄電池を導 <i>フ</i>	くする場合のみ			
□既設太陽光発電設値	帯の出力、年間発電量及び年間自家消費率が分かる資料			
(任意様式)				
※蓄電池を既設の太陽	易光発電設備に接続する場合のみ 			
	【高効率空調機器】 	1		
│□撤去前写真	【更新の場合】	P30		
	以下の部分についての撤去前写真			
	□室内機 □室外機			
	以下の内容がわかる銘板等の写真			
	□型番 □CO2 削減効果の算定に用いた性能値 [※]			
	※銘板に記載がない場合は、カタログ等を提出してください			
	【高機能換気設備】	1		
□要件を満たすこと	以下の要件を満たすことが分かるもの			
が分かる資料	□全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) であること			
(任意様式)	□必要換気量(毎時 30 ㎡以上/人)を確保していること			
	□熱交換率 40%以上 (JIS B 8639 で規定) であること			
	【高効率照明機器】			
□要件を満たすこと	以下のいずれかの機能を有するLEDであることが分かるもの			
が分かる資料	□スケジュール制御			
(任意様式)	予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グルー			
	プ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御			
	する			
	□明るさセンサによる制御			
	明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設			
	定した照度に調光制御する			

	□在/不在調光制御			
	人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予			
	め設定した個別回路を点滅又は調光制御する			
□撤去前設備の型番	【更新の場合】			
等が分かる資料	撤去前設備について以下の内容がわかる資料			
	□型番 □CO2 削減効果の算定に用いた性能値			
	【高効率給湯器】			
□撤去前写真	【更新の場合】	P30		
	以下の部分についての撤去前写真			
	□給湯機本体			
	以下の内容がわかる銘板等の写真			
	□型番 □CO2 削減効果の算定に用いた性能値*			
	※銘板に記載がない場合は、カタログ等を提出してください			
【コージェネレーション】				
□都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等によ				
り発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃				
料電池であることが分かる資料(任意様式)				
□撤去前写真	【給湯機から更新の場合】	P30		
	以下の部分についての撤去前写真			
	□給湯機本体			
	以下の内容がわかる銘板等の写真			
	□型番 □CO2 削減効果の算定に用いた性能値*			
	※銘板に記載がない場合は、カタログ等を提出してください			

(2) 工事後の手続(実績報告)について

	提出書類と確認事項	記入例等		
【共通】				
□実績報告書(第1!	5号様式)	P38-39		
□契約書の写し	□宛名が第1号様式に記載の申請者と一致			
(任意様式)	※(法人の場合)名称・代表者の職名・氏名まで記載されている			
	□契約相手方が採用した見積書の作成者と一致			
	□契約内容が採用した見積書の内容と一致			
□支出を証する領収	□宛名が第1号様式に記載の申請者と一致			
書等の書類の写し	※(法人の場合)名称・代表者の職名・氏名まで記載されている			
(任意様式)	□作成者が契約相手方と一致			
	□領収金額が契約金額と一致			

│□工事内容を証する	書類(例:メーカー等が発行する納品書又は出荷証明書、保証				
書等)					
※納品書又は出荷証明書の場合、案件名(申請者名・工事場所住所等)の記載がされているこ					
と。また、内容に黒塗り等の処理をしないこと。					
※保証書の場合、すべての補助対象設備が納品されたことが分かること。(例えば、高効率空					
調設備の場合、室内機・室外機両方の型番等の記載が必要です。)					
※断熱材については、	使用量がわかる出荷証明書又は納品書の写しを提出してください				
□再エネ 100%電力	以下の内容がわかるもの				
への切替えを証す	□契約先の小売電気事業者名 □契約したプラン名				
る書類(任意様式)	□契約日 □契約者名 □受電場所住所				
	※買取再販業者等の法人の場合は、住宅販売後に提出すること。				
□導入した設備等を	耐用年数期間満了まで使用することが分かる書類				
※補助対象設備を PI	PA 又はリースで導入した場合のみ				
□その他市長が必要	と認める書類等				
※必要に応じて追加	資料の提出を求める場合があります				
	【断熱改修】				
□工事内容及び使	□施工前・施工中・施工後の3段階が確認できること	P40-41			
用した材料が分	□施工した各部位・各部屋・各方位面のすべてが確認できるこ				
かる写真	ح ا				
	□断熱材においては、施工範囲・厚みが確認できること <u>注意</u>				
	断熱材は工事中でないと撮影できないため忘れずに撮影すること				
□住民票の写し	□改修した住宅に居住したことが確認できるもの				
【申請者が <u>個人</u> の場合】	□発行日から3か月以内のもの				
	※申請後に居住予定としていた場合に提出してください				
	※今後に居住予定の場合、居住後に住民票の写しを提出してください				
│□登記事項証明書	□改修した住宅を所有したことが確認できるもの				
の写し	│□発行日から3か月以内のもの				
【申請者が <u>個人</u> の場合】	※申請後に所有予定としていた場合に提出してください				
	※今後に所有予定の場合、所有後に登記事項証明書の写しを提出してく				
ださい					
【太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調設備、高機能換気設備、					
高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション】					
	共 通				
│□設置図等	□交付申請時からの変更箇所が分かるもの				
(任意様式)	※交付申請時から変更がない場合は提出不要				

		T
│□設置後写真	【太陽光発電設備】	P40
	□全ての太陽電池モジュール	
	□パワーコンディショナ [※]	
	※パワコン本体のほか、銘板(工事内容を証する書類に記載の型番が	
	記載されているもの)の写真も提出すること	
	□以下の内容を記載した標識**	
	※屋根置き等又は 20kW 未満の場合は不要	
	□交付対象事業の名称、代表者氏名、住所、連絡先電話番号	
	□保守点検責任者の名称、氏名、連絡先電話番号	
	□運転開始年月日	
	□地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨	
	【蓄電池】	P40
	□蓄電池本体*	
	□パワーコンディショナ [※]	
	□蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ**	
	※いずれも本体のほか、銘板(工事内容を証する書類に記載の型番が	
	記載されているもの)の写真も提出すること	
	【高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、	P40
	高効率給湯器、コージェネレーション】	
	□導入設備*	
	※いずれも本体のほか、銘板(工事内容を証する書類に記載の型番が記	
	載されているもの)の写真も提出すること	
	注意	
	照明機器の銘板などは工事中でないと撮影できないものもあるため	
	<u>忘れずに撮影すること</u>	

(3) 請求

* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *				
	提出書類と確認事項	記入例等		
□請求書(第17号	篆式)	P42		
□通帳等の写し	以下が確認できるもの			
□補助金振込先の口座名義人(フリガナ)				
	□金融機関名 □店名 □預金の種類 □□座番号			

(4) その他の手続

変更の手続きについて					
	提出書類と確認事項	記入例等			
□変更承認申請書	申請時の交付申請額に変更が生じる場合は原則として、変				
(第9号様式)	更に係る工事着手前に変更の手続きが必要です。不明な点				
	があれば、変更前に窓口までご相談下さい。				
	※交付申請額が変わらない変更(軽微な変更)がある場合				
	は、完了時の実績報告書に変更内容を記入してください。				
	(例)				
	・ 交付申請額が変わらないサイズや仕様の変更				
	・ 引越しなど申請者の住所の変更				
	・ 工事施工者の変更 など				
□その他変更の内容	工事の変更内容が分かるよう、変更後の断熱改修経費明細				
が分かる資料	書(別紙3)、見積書、関係図面などを添付してください。				
(任意様式)					

廃止の手続きについて				
	提出書類と確認事項	記入例等		
□廃止承認申請書	改修工事を中止するなど補助金の交付申請を取りやめる場			
(第10号様式)	合は必ず提出してください。			

(5) 買取再販業者等の法人が申請した場合に必要な手続

買取再販業者等の法人が住宅販売した後の手続について				
	提出書類と確認事項			
□住宅購入者の住民	□住宅購入者が居住していることが確認できるもの			
票の写し	□発行日から3か月以内のもの			
□登記事項証明書の	□住宅購入者が所有していることが確認できるもの			
写し(住宅購入者へ	□発行日から3か月以内のもの			
の所有権移転登記	※登記事項証明書の所在欄等の記載事項と住宅の住居表示が異なる			
後)	場合は、同一であることを示す書類が必要です。			
□補助金額相当分が	※販売価格から補助金相当分を差し引いている場合、差し引き前と			
住宅購入者に還元	差し引き後の金額が分かる書類を提出してください。			
されていることが	※住宅購入者に補助金相当分を別途振り込んでいる場合、振り込ん			
分かる書類	だこと(金額含む)が分かる書類を提出してください。			
(任意様式)				
□再エネ100%電力へ	以下の内容がわかるもの			
の切替えを証する	□契約先の小売電気事業者名 □契約したプラン名			
書類(任意様式)	□契約日 □契約者名 □受電場所住所			

(参考) 住民票と建物登記の写しの提出時期の早見表

	7 ☆ • 刃 車	TE CONTRACTOR	3	交付申請時 実績		実績幸	責報告時 補		制金交付後	
	確認事項		身分証	所有	居住	所有	居住	所有	居住	
法人(買取再販事業者等)		現	登	Ι	_	ı	登	住・還		
	交付申請時所	有・居住済み	住	登	住	_		_	_	
	交付申請時	実績報告時 居住	住	兝	l		住		_	
	所有・未居住	実績報告時 未居住	住	登		_		_	住	
haa	交付申請時	実績報告時 所有	住	登	住	登	_	_	_	
個人	未所有・居住	実績報告時 未所有	住	登	_	_	_	登	_	
		実績報告時 所有・居住	住	登	_	登	住	_	_	
	交付申請時 未所有・未居住	実績報告時 所有・未居住	住	登	_	登	_	_	住	
		実績報告時 未所有・未居住	住	登		_		登	住	

住:住民票の写し

登:登記事項証明書の写し

現:現在事項又は履歴事項証明書の写し

還:補助金額相当分が住宅購入者に還元されていることが分かる書類